

2018年1月16日

食品衛生分科会

文書による報告事項等
に関する資料

(3) 文書による報告事項等

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・シフルメトフェン（適用拡大申請）

・ ・ ・ ・ 3～8

・レピメクチン（適用拡大申請）

・ ・ ・ ・ 9～14

②暫定基準の一括削除について

・ ・ ・ ・ 15～27

・ヒドラメチルノン

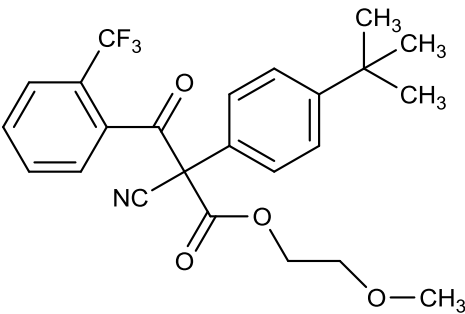
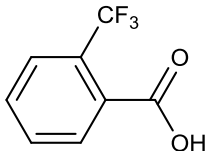
・フェンチン

・フルカルバズンナトリウム塩

・プロパジン

・オレアンドマイシン

シフルメトフェン (Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺ダニ剤
作用機構	ベンゾイルアセトニトリル系の殺ダニ剤である。ミトコンドリアの電子伝達系複合体Ⅱを阻害することにより作用すると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／ミカンハダニ 等
我が国の登録状況	農薬：やまのいも、ピーマン等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2014 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準はかんきつ、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてナッツ類、トマト等に、カナダにおいてぶどう、かんきつ等に、EU においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.092 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌、最小毒性量における毒性所見は児動物の副腎絶対及び比重量増加等)</p> <p>無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間発がん性試験では、精巣間細胞腫の発現頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>シフルメトフェンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物 B-1【α, α, α-トリフルオロ-<i>o</i>-トルイル酸】とする。</p>  <p>代謝物 B-1</p>

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 237 975 286"></th> <th data-bbox="975 237 1433 286">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 286 975 331">国民全体 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 286 1433 331">33.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 331 975 376">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 331 1433 376">57.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 376 975 421">妊婦</td> <td data-bbox="975 376 1433 421">25.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 421 975 465">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 421 1433 465">38.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	33.4	幼小児 (1~6 歳)	57.0	妊婦	25.8	高齢者 (65 歳以上)	38.1
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	33.4										
幼小児 (1~6 歳)	57.0										
妊婦	25.8										
高齢者 (65 歳以上)	38.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
その他のきく科野菜	25	25	○			6.77, 16.8(\$)(食用ぎく)
アスパラガス	5		申			1.46, 2.60(\$)(#)
みつば	60		申			6.73, 41.0(\$)
トマト	0.4	0.4		0.3	0.40 米国	【0.01~0.15(n=16)(米国)】
ピーマン	5	5	○			0.56, 2.63
なす	2	2	○			0.46, 0.59
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.18, 0.38(\$)
すいか	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			<0.05, 0.20(とうがん)
その他の野菜	70	70	○			40.3, 53.4(\$)(モロヘイヤ)
みかん	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
なつみかんの果実全体	5	5	○	0.3		0.37, 2.21(\$)(#)
レモン	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ参照)
グレープフルーツ	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ参照)
ライム	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○	0.3		4.14(すだち), 3.10(かぼす)
りんご	2	2	○	0.4		0.50, 0.95(\$)
日本なし	2	2	○	0.4		0.41, 0.94(\$)
西洋なし	2	2	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4	0.4		0.4		
びわ	0.3	0.3	○			0.06, 0.06
もも	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
ネクタリン	2	2	○			0.77, 0.90
あんず(アプリコットを含む。)	10	10	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			<0.05, 0.36(\$)
うめ	10	10	○			2.07, 3.80(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.48, 3.28(\$)
いちご	2	2	○	0.6		0.90, 1.00
ぶどう	3	3	○	0.6		0.44, 1.39(\$)
かき	2		申			0.49, 0.76(\$)
その他の果実	2	2	○	0.01		0.92, 0.95(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01			0.01 米国	【米国ペカン(<0.01(n=8)), アーモンド(<0.01(n=5))】
くり	0.01	0.01		0.01	0.01 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
ペカン	0.01	0.01		0.01	0.01 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
アーモンド	0.01	0.01		0.01	0.01 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
くるみ	0.01	0.01		0.01	0.01 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01	0.01 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
茶	40	15	○			1.58, 1.9, 10.0, 33.2(\$)
その他のスパイス	20	20	○			4.65, 10.16(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(みょうが)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

シフルメトフェン

食品名	残留基準値 ppm	
やまいも(長いもをいう。)	0.2	今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物にあつてはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあつてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ- <i>o</i> -トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和をいう。
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25	
アスパラガス	5	
みつば	60	
トマト ピーマン なす	0.4	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
すいか	0.2	注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
メロン類果実	0.2	果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5	
その他の野菜 ^{注3)}	70	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
みかん	0.2	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、
なつみかんの果実全体	5	ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、
レモン	10	ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、
グレープフルーツ	10	スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ライム	10	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	10	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの
りんご	2	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、
日本なし	2	グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
西洋なし	2	
マルメロ	0.4	
びわ	0.3	
もも	0.2	
ネクタリン	2	
あんず(アプリコットを含む。)	10	
すもも(プルーンを含む。)	1	
うめ	10	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、
おうとう(チェリーを含む。)	10	りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
いちご	2	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう
ぶどう	3	とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
かき	2	ウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
その他の果実 ^{注5)}	2	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及び
ぎんなん	0.01	びスパイス以外のものをいう。
くり	0.01	注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎ
ペカン	0.01	んなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外
アーモンド	0.01	のものをいう。
くるみ	0.01	
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
茶	40	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
その他のスパイス ^{注7)}	20	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
		ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

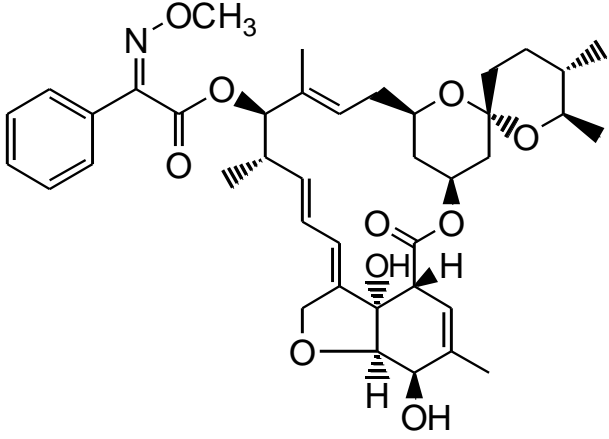
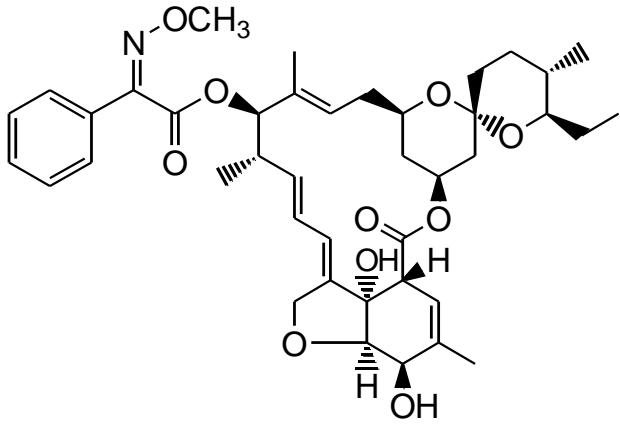
食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注8)}	0.05
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注10)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

レピメクチン (Lepimectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	<div style="text-align: center;">  <p>レピメクチン A3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>レピメクチン A4</p> </div> <p>(レピメクチン A3 (以下、L. A3 という) 及びレピメクチン A4 (以下、L. A4 という) の混合物である。存在比は L. A3 ≤ 20%、L. A4 ≥ 80%)</p>
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	マクロライド系殺虫剤である。昆虫等の神経系において抑制性グルタミン酸作動性の塩素イオンチャネルに作用することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	みかん／ミカンハモグリガ 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、大豆等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI:0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験（雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は空中正向反射での四肢統合性異常等） 無毒性量 2.02 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:2 mg/kg 体重 [設定根拠] 一般薬理試験（雄ラット・強制経口、最小毒性量における毒性所見は好酸球数減少等） 無毒性量 200 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：レピメクチン（L. A3 及び L. A4 の和）とする。</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 745 1434 969"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>16.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注）。</p> <p>注）基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	14.3	幼小児（1～6歳）	24.3	妊婦	12.1	高齢者（65歳以上）	16.3
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	14.3										
幼小児（1～6歳）	24.3										
妊婦	12.1										
高齢者（65歳以上）	16.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成29年11月29日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
大豆	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			<0.001,0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○			0.030,0.051(\$)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かぶ類の葉	0.5	0.5	○			0.12,0.18
はくさい	0.05	0.05	○			0.007,0.010
キャベツ	0.05	0.05	○			0.004,0.010(\$)
ケール	1	1	○			(こまつな参照)
こまつな	1	1	○			0.242,0.420
きょうな	0.3	0.3	○			0.017,0.071(\$)
チンゲンサイ	1	1	○			(こまつな参照)
カリフラワー	0.2	0.2	○			0.018,0.032(\$)
ブロッコリー	0.05	0.05	○			0.006,0.012
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			(こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	1	○			0.293,0.476(サラダ菜)
その他のさく科野菜	0.7	0.7	○			0.20,0.28(食用ぎく)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			0.002,0.002
アスパラガス	0.2	0.2	○			0.004,0.028(\$)
セロリ	0.7		申			0.08,0.16,0.27(\$)
トマト	0.3	0.3	○			0.069,0.089(ミニトマト)
ピーマン	0.1	0.1	○			0.012,0.024
なす	0.2	0.2	○			0.006,0.028(\$)
その他のなす科野菜	0.5		申			0.04,0.14(\$)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.001(#),<0.001(#)
ほうれんそう	2	2	○			0.224,0.683(\$)
未成熟えんどう	0.2	0.2	○			0.02,0.04
未成熟いんげん	0.1	0.1	○			<0.01,<0.01,0.02(\$)
えだまめ	0.05	0.1	○			0.007,<0.01,0.014
その他の野菜	5	0.05	○・申			0.74,1.77(\$)(食用プリムラ)
みかん	0.01	0.01	○			0.002,0.002
なつみかんの果実全体	0.03	0.03	○			0.005(#),0.006
レモン	0.1	0.1	○			(かぼす, すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1	○			(かぼす, すだち参照)
グレープフルーツ	0.1	0.1	○			(かぼす, すだち参照)
ライム	0.1	0.1	○			(かぼす, すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1	○			0.005(かぼす), 0.014(\$)(すだ
りんご	0.2	0.2	○			0.015(#),0.029(\$)(#)
日本なし	0.2	0.2	○			0.021(#),0.029(\$)(#)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
もも	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2	○			0.014,0.026(\$)
いちご	0.5	0.5	○			0.110,0.116
ぶどう	0.3	0.3	○			0.019,0.072(\$)
茶	0.3	0.3	○			0.018,0.064(\$)(荒茶)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.044,0.067(みかんの果皮)
その他のハーブ	2	1	○・申			0.26,0.62(\$)(しその葉)
魚介類	0.02	0.02				推:0.015

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留濃度であることを示す

レピメクチン

食品名	残留基準値	
	ppm	
とうもろこし	0.05	今回基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジ'ヒドロキシ-
大豆	0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	5',6',11,13,22-ペンタメチル-2-オキソ-3,7,19-
かんしょ	0.01	トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1 ^{4,8} .0 ^{20,24}]ヘンタコサ-
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメ
かぶ類の根	0.05	クチチンA4【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,
かぶ類の葉	0.5	8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジ'ヒドロ
はくさい	0.05	キシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-
キャベツ	0.05	トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1 ^{4,8} .0 ^{20,24}]ヘンタコサ-
ケール	1	10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-
こまつな	1	12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセテート】の和をい
きょうな	0.3	う。
チンゲンサイ	1	
カリフラワー	0.2	
ブロッコリー	0.05	
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.7	の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、
たまねぎ	0.05	キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チ
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	ンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以
アスパラガス	0.2	外のものをいう。
セロリ	0.7	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、
トマト	0.3	ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エン
ピーマン	0.1	ダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをい
なす	0.2	う。
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.5	注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のう
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	ち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
すいか	0.05	
メロン類果実	0.01	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てん
ほうれんそう	2	さい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科
未成熟えんどう	0.2	野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれん
未成熟いんげん	0.1	そう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未
えだまめ	0.05	成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及び
その他の野菜 ^{注4)}	5	ハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.03
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
その他のスパイス ^{注6)}	0.3
その他のハーブ ^{注7)}	2
魚介類	0.02

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬等 5 品目（ヒドラメチルノン等）

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目に国際基準やデータの提供等について協力を申し出た米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）の基準値などを参考として暫定的に残留基準を定めた。暫定基準については、基準値を参照した海外主要国等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 11 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、5 品目において国内の食用及び飼料の用に供される農作物に使用される農薬の登録、飼料添加物としての指定又は食用に供される動物（食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物を含む）を対象とする動物用医薬品の承認がなく、また、国際基準が設定されていないことが確認された。さらに、これらの当該 5 品目について、海外主要国を含めた 52 ヶ国・地域に対して、我が国の基準値の設定の要望の有無と基準値設定に必要なデータの提供を求めたところ、基準値設定の要望等がなかったこと、過去 5 年間の輸入時検査において当該 5 品目の検出事例は認められていないことも踏まえると、国内において当該 5 品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低いことから、基準値を削除することを検討する。

2. 対象品目

	品目名	英名	主な用途
1	ヒドラメチルノン	HYDRAMETHYLNON	農薬・殺虫剤
2	フェンチン	FENTIN	農薬・殺菌剤、軟体動物駆除剤
3	フルカルバゾンナトリウム塩	FLUCARBAZONE SODIUM	農薬・除草剤
4	プロパジン	PROPAZINE	農薬・除草剤
5	オレアンドマイシン	OLEANDOMYCIN	動物用医薬品・抗生物質

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた 5 品目に係る食品健康影響評価において、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の 5 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 5 品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該 5 品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該 5 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該 5 品目について、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があった場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

4. 諸外国における状況

国際基準は設定されていない。

海外主要国について調査した結果は、いずれも基準値が設定されており、オレアンドマイシンのみ分析法の定量下限値を残留基準としている。（別紙 1 を参照）

5. 基準案

別紙 2-1 から別紙 2-5 のとおり、食品中の基準値を設定しないこととする。

当該 5 品目については、現時点において申請される予定はないこと、現在設定されている基準値は一律基準以上であること、諸外国及び国際機関において ADI が設定できない物質とはされていないことを踏まえ、基準値を削除しても支障はないと判断出来る。

今後は、抗生物質であるオレアンドマイシンについては「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の品目については一律基準の 0.01 ppm が適用されることになる。

海外主要国における残留基準等設定状況

	品目名	英名	主な用途	分析法の定量	
				下限を基準値 としているもの	定量下限以外 の基準値が設 定されているも の
1	ヒDRAMETHYLNON	HYDRAMETHYLNON	農薬 殺虫剤		○
2	フェンチン	FENTIN	農薬 殺菌剤・軟体動物駆除剤		○
3	フルカルバゾンナトリウ ム塩	FLUCARBAZONE SODIUM	農薬 除草剤		○
4	プロパジン	PROPAZINE	農薬 除草剤		○
5	オレアンドマイシン	OLEANDOMYCIN	動物用医薬品 抗生物質	○	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.05			⋮	

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.2				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.5				
みつば		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.08				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.5				
その他のスパイス		0.08				
その他のハーブ		0.08				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家きんの卵		0.05			⋮	

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.01			⋮	

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の穀類		0.3				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
セロリ		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろり		0.1				
すいか		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
その他の果実		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.2				
その他の家きんの筋肉		0.2				
鶏の脂肪		0.2				
その他の家きんの脂肪		0.2				
鶏の肝臓		0.2				
その他の家きんの肝臓		0.2				
鶏の腎臓		0.2				
その他の家きんの腎臓		0.2				
鶏の食用部分		0.2				
その他の家きんの食用部分		0.2				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

答申 (案)

ヒドラメチルノン、フェンチン、フルカルバゾンナトリウム塩、プロパジン、オレアン
ドマイシンについては食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。